

7宗監第63号
令和7年7月31日

様

宗像市監査委員 山下 稔
宗像市監査委員 北崎 正則



住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和7年6月10日に郵送で提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果について別紙のとおり通知します。

(別紙)

住民監査請求に基づく監査の結果について

令和7年6月10日に提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

記

第1 請求の内容

1 請求人

氏名

住所 宗像市

2 本件請求の要旨

宗像市長が自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会に交付した宗像市まちづくり交付金（以下「まちづくり交付金」という。）について、請求人が提出した宗像市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）及びその内容について事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件請求において対象となる財務会計上の行為又は怠る事実及び請求人が求める措置の内容は次のとおりである。

（1）措置請求の要旨（措置請求書から抜粋してほぼ原文のまま記載）

自由ヶ丘コミュニティ運営協議会令和4年度決算書によれば、翌年に繰り越される金額は415,582円で、これは交付金額16,411,000円の10%以内で問題ないが、令和4年度の期末繰越金は12,091,852円である。算定基準繰越金2では、「当該繰越金は、当該繰り越された年度内に限り利用されることができる。」この規定によれば、令和5年度に利用できるのは、12,091,852円の内415,582円であり、この差額 $12,091,852 - 415,582 = 11,675,270$ 円である。

76, 270円は将来的に自由ヶ丘コミュニティ運営協議会には使用できない規定であるので市に返還すべきものである。

市が返還を求めないのは市職員の怠る事実であるため、11,676,270円の返還措置を求める。

(2) 確認した措置請求の内容

ア 令和4年度から令和5年度に繰り越された12,091,852円から令和4年度の単年度収支額415,582円を控除した11,676,270円（換言すると令和3年度から令和4年度に繰り越された令和4年度の前期繰越金）は全額、令和3年度までのまちづくり交付金の未執行額が令和4年度に繰り越されたものである。

イ 宗像市まちづくり交付金交付規則（平成17年規則第22号。以下「まちづくり交付金規則」という。）第14条関係別表第3上段「繰越金」第2項は、まちづくり交付金の繰越金は、当該繰り越された年度内に限り利用されることができると定めている。

令和4年度の前期繰越金11,676,270円は全額、令和3年度から令和4年度に繰り越されたまちづくり交付金であるから、令和5年度には繰り越すことのできない繰越金である。

ウ したがって、宗像市長は自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会（以下「運営協議会」という。）に返還を求めるべきであるが、これを怠っているため宗像市に損害を与えている。このため令和4年度から令和5年度に繰り越された11,676,270円の返還を求める。

(3) 事実証明書

措置請求書に事実証明書として自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会令和4年度決算書が添付されている。

3 要件審査

法第242条第1項には、普通地方公共団体の住民は、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分等があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査請求をすることができると規定されて

いる。

請求人から提出された措置請求書では、運営協議会の令和4年度の前期繰越金11,676,270円は、まちづくり交付金規則によると令和5年度には繰り越すことのできない繰越金であり、これを返還させないのは宗像市職員の怠る事実であると主張している。このため、違法又は不当な財務会計上の行為に起因しない怠る事実に関する住民監査請求として法第242条第2項の1年間の期間制限は適用されないと判断した。

第2 監査の実施

1 措置請求書の提出

令和7年6月10日に郵送で提出された。

2 請求の受理

審査した結果、本件請求は法第242条に規定された要件を具備しているものと判断し、令和7年6月12日に受理を決定した。

3 請求人による口頭意見陳述

(1) 口頭意見陳述機会の設定及び実施

法第242条第7項の規定に基づき、令和7年6月27日に請求人による追加の証拠の提出と口頭意見陳述の機会を設け、請求人の意見を聴取した。

(2) 口頭意見陳述の主な内容

請求人は、措置請求書に記載した内容で怠る行為は明確であり、陳述の必要はないと思ったと発言し、その旨が記載された陳述書を提出した。陳述内容については措置請求書の内容を繰り返し述べ、特に新たな証拠についての発言はなかった。

また、請求人から追加の資料が提出されたが、措置請求書の主張を補完するものとはいえず、本件の審理に直接関係するものではないと判断した。

(3) 監査委員が請求人に確認した内容

ア 請求人が措置請求書で、まちづくり交付金額の10%以内で問題ない

としている繰越金 415,582 円は、事実証明書である運営協議会の令和 4 年度決算書「④単年度収支」の行、「令和 4 年度決算 合計」の列に記載された 415,582 円のことである。

イ 請求人が措置請求書に記載している「算定基準繰越金 2」とは、まちづくり交付金規則第 14 条関係別表第 3 上段「繰越金」第 2 項である。

ウ 請求人が措置請求書で、令和 4 年度の期末繰越金として記載している 12,091,852 円は、事実証明書である運営協議会の令和 4 年度決算書「⑤翌期繰越金」の行、「令和 4 年度決算 合計」の列に記載された 12,091,852 円のことである。

エ 請求人が返還を求めている繰越金 11,676,270 円は、全てまちづくり交付金の繰越金である。

4 監査の対象事項

令和 4 年度から令和 5 年度に繰り越された 11,676,270 円は全額が令和 3 年度から令和 4 年度に繰り越されたまちづくり交付金であり、まちづくり交付金規則第 14 条関係別表第 3 上段「繰越金」第 2 項に抵触していることの有無

5 監査対象課

宗像市市民協働部コミュニティ協働推進課（以下「コミュニティ協働推進課」という。）を監査対象課とした。

6 提出を求めた書類

監査対象課に対して、監査の対象事項に関する次の書類の提出を求めた。

- (1) 弁明書及び弁明内容を証する書類
- (2) 平成 27 年度から令和 4 年度までのまちづくり交付金の交付に係る書類

7 監査対象課への事情聴取

令和 7 年 7 月 3 日にコミュニティ協働推進課職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 提出書類及び事情聴取により確認した内容

(1) 令和3年度のまちづくり交付金は、令和3年4月1日付けで宗像市長から運営協議会に交付額16,874,000円の交付決定通知が行われ、同年5月13日付けで運営協議会から交付請求書の提出があり、同年6月3日付けで交付されている。

同じく令和4年度のまちづくり交付金は、令和4年4月1日付けで宗像市長から運営協議会に交付額16,411,000円の交付決定通知が行われ、同年5月10日付けで運営協議会から交付請求書の提出があり、同年6月2日付けで交付されている。

(2) 運営協議会の令和4年度収入は40,301,827円である。運営協議会の収入にはまちづくり交付金のほかに、自治会負担金、宗像市からの指定管理料、貸館収入などの収入として全収入の約59%に当たる23,890,827円が収納されている。

(3) 令和3年度から令和4年度に11,676,270円が繰り越されている。運営協議会は、令和4年5月24日にまちづくり交付金規則第10条に基づくまちづくり交付金実績報告書を宗像市長に提出している。同実績報告書によると令和3年度に交付されたまちづくり交付金16,874,000円は全額がまちづくり交付金規則第4条に定める交付対象経費に支出され、令和3年度から令和4年度に繰り越された11,676,270円の中にまちづくり交付金は含まれていない。同様に令和4年度から令和5年度に繰り越された12,091,852円の中にもまちづくり交付金は含まれていない。

(4) まちづくり交付金に関する資料の保存期間は10年間である。保存期間である平成27年度から令和6年度までの関係資料を調査したところ、まちづくり交付金の繰越が行われた年度は10年間で2度(平成27年度及び平成28年度)みられたが、いずれも翌年度に執行されたことをコミュニティ協働推進課が厳格に確認している。

2 判断

請求人は、令和4年度から令和5年度に繰り越された12,091,852円から令和4年度の単年度収支415,582円を控除した11,676,270円は、まちづくり交付金が令和3年度から令和4年度に繰り越されたものであるから、まちづくり交付金規則第14条関係別表第3上段「繰越金」第2項により令和5年度に繰り越すことができない金額であると主張する。

この請求人の主張は、令和3年度から令和4年度に繰り越された11,676,270円は、全額がまちづくり交付金であることを前提としている。

令和4年5月24日に運営協議会から宗像市長に提出されたまちづくり交付金実績報告書及びコミュニティ協働推進課からの事情聴取によれば、令和3年度から令和4年度に繰り越された11,676,270円の中にまちづくり交付金が含まれていないことは明らかである。したがって、請求人の主張には理由がない。

3 結論

監査の結果、請求人が主張する違法又は不当な財務に関する怠る事実認められない。

このことから、本件請求は、理由がないものと認め棄却する。